

挑戦を応援します！つくりたいを、カタチに 木島平村特産品開発推進奨励補助金

1. 事業の目的

村内の産業振興を図るため、地域(※)資源を使った加工特産品の開発を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

※「地域」とは、概ね長野・北信地域管内を指す

令和7年度より「補助額」
「交付対象経費」を拡充し
ました

2. 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額

対象事業	地域資源を使った加工品等で、村の特産品として開発を行う事業
対象者	村内企業、村内在住者又は村内のグループ
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特産品及びそのデザインの開発並びに改良に要する経費 (2) 特産品の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費 (3) 特産品開発のための研修その他人材養成に要する経費 (4) 特産品の製造に必要な機械装置等の購入及びレンタルに要する経費 (5) 特産品の製造に必要な施設の建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (6) 新たに特産品の販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録などに要する経費 (7) その他村長が認める経費
補助額等	事業費の2分の1以内とし、 上限額は100万円 ※同一の補助対象者への補助金の交付は1年度に1回とする。 ※回数は3回を限度とする。

3. 事業フロー



4. 対象経費（例）

◆特産品及びそのデザインの開発並びに改良に要する経費

- ・ 村産の果物を加工したスイーツの開発費
- ・ 既存特産品ラベルをより魅力的にするためラベル印刷費



◆特産品の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費

- ・ 試供品のモニターへの郵送費
- ・ 商談会出店費



◆特産品開発のための研修その他人材養成に要する経費

- ・ 研修会参加費



◆特産品の製造に必要な機械装置等の購入及びレンタルに要する経費

- ・ 特産品製造に必要な機械（他に流用できるものは不可）



◆特産品の製造に必要な施設の建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費

- ・ 特産品製造に必要な建物の建築費



◆新たに特産品の販売・決済を行うためのサイト構築や利用に必要な初期登録などに要する経費



5. 対象とならない経費

- ・ 人件費、旅費、宿泊費、用地取得に係る経費、飲食費、村長が適当でないと認める経費

《問合せ・担当》

産業企画室 産業企画係

Tel:0269-82-3111 /Fax: 0269-82-4121

✉ sangyo@vill.kijimadaira.lg.jp